

ふたば便り

2012年4月号 (Vol. 116)

旭川事務所：旭川市神楽2条7丁目4-18

札幌事務所：札幌市中央区北2条西2丁目1-5 リージェントビル6F

東京事務所：東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA-28F

<http://www.futaba-tax.co.jp> フリーダイヤル(0120)978-028

<中小企業金融円滑化法の延長>

平成24年3月31日に終了予定だった「中小企業金融円滑化法」が平成25年3月31日まで延長されました。平成21年12月の施行以来、借入に関する条件変更の申込みが約250万件あってそのうち9割が実行されるなど、中小企業の資金繰りを支えるという意味では一定の効果を発揮した同法ですが、長引く不況や東日本大震災の影響などから依然として中小企業の資金繰りは厳しく、今回、1年間延長されることになりました。

■中小企業金融円滑化法のポイント

1. 中小企業等から返済額の軽減申込みを受けた金融機関は、その相談にのって、「経営改善計画」、「返済計画」の内容を検討し、その実現に必要な貸付条件の変更等を行う。
2. 経営改善計画がなくても、1年以内に計画を策定できる見込みがあれば、先に貸付条件の変更等を行った上で、金融機関と一緒に計画作成の検討を行う。
3. 今回の延長にあたって金融庁は、金融機関によるコンサルティング機能を一層発揮することや、新規融資の促進を図るための実現可能性の高い経営改善計画の策定、進捗状況の適切なフォローアップなど、中小企業者等の経営改善につながる支援を強力におすすめる。

■注意点

中小企業金融円滑化法はもともと、返済猶予などが行われている間に、中小企業が積極的に業務の見直しや経営改善に取り組むことを目的としています。

また、経営改善計画も本来は金融機関に求められるから作成するものではなく、企業みずからが経営改善のために作成し、またその内容も実現性の高い根拠を盛り込む必要があります。金融機関側も、経営者と従業員がその計画を実行する強い意志があるかどうかを見ていると考えるべきです。経営改善の具体的な取り組みの例としては以下のようなものがあります。

- ・遊休資産の売却
- ・役員報酬の削減
- ・各種経費の削減
- ・新商品などの開発
- ・売上低迷の原因分析と改善策の検討
- ・収支改善策の検討

たとえば売上が増加するという計画を作成するのであれば、どのようにして売上を増やしていくのかといった具体的な根拠を説明する必要があります。また、計画を実施後、実績が計画どおりにすすまない場合、その原因を分析して改善のための対応をとることも重要です。この制度を利用する経営者の方々には強い意欲で経営改善に取り組むことが求められています！

この冬は本当に雪が多いシーズンでした。もう4月だというのに、北海道ではまだまだ雪が降る日もありますので、本州で桜が咲いたなんてニュースを見ると、春が待ち遠しく感じます。 俊

